

総合評価方式における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者等の評価対象の取扱い

滋賀県土木交通部（地方機関を含む）が発注する総合評価方式において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）および監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の評価対象の取扱いは以下のとおりとします。

■ 工事

⑦配置予定技術者等 C P D、⑧配置予定技術者等の実績、⑨配置予定技術者等の資格

	実績工事で従事	今回工事で従事
監理技術者または主任技術者	評価対象とする	評価対象とする
特例監理技術者	評価対象とする	評価対象とする※ 1
監理技術者補佐	評価対象としない	評価対象としない
現場代理人（配置予定技術者は別の者）	評価対象とする※ 2	評価対象とする※ 3

※ 1 特例監理技術者が兼務できる工事には制限がありますので各工事の特記仕様書で確認してください。

※ 2 実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限り、（主任技術者は不可とします。）

※ 3 今回工事の発注工事業種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たしているものに限り、

⑩若手・女性技術者の配置

	今回工事で「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」を監理技術者等として配置	今回工事で「若手技術者ないしは女性技術者」を監理技術者等として配置	今回工事で「若手技術者ないしは女性技術者」を専任の技術者として配置※ 2
監理技術者または主任技術者	評価対象とする	評価対象とする	—
特例監理技術者	評価対象とする※ 1	評価対象とする※ 1	—
監理技術者補佐	評価対象としない	評価対象としない	評価対象とする
現場代理人 （配置予定技術者は別の者）	—	—	評価対象とする

※ 1 特例監理技術者が兼務できる工事には制限がありますので各工事の特記仕様書で確認してください。

※ 2 発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者として、（2 級国家資格者等も可とします。）

■ 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日